



川北町商工会だより

発行所
川北町商工会
能美郡川北町一ツ屋93
TEL 076-277-2133



ご協力くださった皆さん、
お買い求めに現地まで足を運ん
で下さった皆さま方、本当に
ありがとうございます。
心より、感謝申し上げます。

お買い求めに来て下さった方が多く、連日
開始から30分程度で完売となった。喜びの
反面、せつかくお越しいただいたにも関わ
らず、個数に限りがあるためお帰りたいだ
いた方や、お求めのお弁当をお渡しするこ
とが出来なかった方に対し心苦しい
場面もあった。

5月2日(土)
く6日(水)に渡
り、川北町ふれ
あい健康セン
ター前駐車場に
おいてドライブ
スルーお弁当プ
ロジェクトを実
施した。「おうち
でGW」をテー
マに町内の飲食
店の味を自宅で
味わっていただ
こうと町内飲食
店のうち、5店
舗が参加、5日
間合計で611個を
完売することが
出来た。



⑤ ラ・ブルーズ
※お弁当は10時～16時
076-270-6463
11時～15時
※お弁当は10時～16時
076-270-6463
11時～15時

⑥ たころく川北店
※お弁当は10時～16時
076-277-0069
11時～15時
※お弁当は10時～16時
076-277-0069
11時～15時

⑦ 愛菜菜 (a'saica)
※お弁当は10時～16時
076-277-1399
11時～15時
※お弁当は10時～16時
076-277-1399
11時～15時

※すべてお弁当は10時～16時
076-277-1399
11時～15時

※お弁当は10時～16時
076-277-1399
11時～15時

発信 川北町お持ち帰り店舗のご紹介!

KAWAKITA
川北エリア

**テイクアウト
TAKE OUT**

※お弁当は10時～16時
076-277-0083
11時～15時
※お弁当は10時～16時
076-277-0083
11時～15時

※お弁当は10時～16時
076-277-0083
11時～15時
※お弁当は10時～16時
076-277-0083
11時～15時

※お弁当は10時～16時
076-277-0083
11時～15時
※お弁当は10時～16時
076-277-0083
11時～15時

**川北町お持ち帰り店舗
PRチラシを作成**

緊急事態宣言が全面的に解
除となったものの、以前の状
況には程遠く、まだまだ苦情
に立たされている飲食店を支
援するため、町内にある飲食
店の店舗及び持ち帰り商品の
PRチラシを作成した。

町内及び近隣地区の方々に
町内飲食店の味をご自宅で召
し上がっていただこうと、こ
の機会でした提供しない期間
限定のメニューも用意して下
さった店舗もある。

外出を控え、自宅で食事を
される機会が増えた方の気分
転換の一食や大切なひと時を
自宅で行う方々のお供に、是
非ご利用ください!

令和2年度(第57回) 通常総会を開催

令和2年度川北町商工会
通常総会が、5月29日に開
催され、前年度の事業報告
及び収支決算、事業計画、定
款の一部改正など、提出さ
れた議案が原案どおり書面
議決により承認された。

青年部

通常部員総会を開催

部長に高鉾友一氏を再任

青年部の令和元年度通常
部員総会が、4月18日に開
催され、令和元年度の事業
報告及び収支決算などが原
案どおり書面議決により承
認され、任期満了による役
員の選任では、部長に高鉾
友一氏が再任され、その他
の役員も再任された。

もんじゅの会

総会を開催

もんじゅの会の令和2年
度総会が5月13日に開催さ
れ、令和元年度の事業報告
及び収支決算、令和2年度
の事業計画並びに収支予算
が原案どおり承認された。



政府統計

2020年 工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は2020年6月1日です。調査票へのご回答をお願いいたします。



工業設計
キャラクター
コウちゃん

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・石川県・川北町



【永年勤続優良従業員表彰】
◇勤続10年以上
芝山 繁良(沢田工業株)

女性部

通常部員総会を開催

部長に東真澄氏を再任

女性部の令和2年度通常
部員総会が、4月22日に開
催された。

令和元年度事業報告及び
収支決算など提出された議
案が原案どおり書面議決に
より承認され、任期満了に
よる役員の選任では、部長
の東真澄氏が再任され、そ
の他の役員も再任された。

日本年金機構からの お知らせ

7月は「算定基礎届」の提出月です

「算定基礎届」は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届出をお願いします。「算定基礎届」は届出用紙による提出のほか、電子媒体申請(CDやDVD等)や電子申請でも提出できます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

なお、「算定基礎届」に関するご案内や届出用紙は、後日郵送します。

令和2年度の算定基礎届の提出期限は7月10日(金)です。

年金 算定



<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/houshu/20141104-01.html>

「算定基礎届」作成時の注意事項

「算定基礎届」の報酬月額を誤って記入する等により、誤った標準報酬月額が決定された場合、保険料の請求額、年金を受け取られている方の年金額に影響を及ぼす場合があります。

「算定基礎届」裏面に記載されている【記入の方法】または日本年金機構のホームページの【届書記入例】を確認のうえ、記入をお願いします。

『働き方改革』 無料相談会のご案内

専門家アドバイザーが
無料でご相談に応じます

日 時 6月17日・8月19日・10月21日・12月16日
13時30分～15時30分 (偶数月 第3水曜日)

会 場：川北町商工会 会議室

申込方法：事前予約優先、当日でも対応可能 (事前予約は電話またはFAXでお願いします)

- 例えは
- ・雇用調整助成金やテレワーク助成金を活用したいがどうしたらいい？
 - ・従業員に年次有給休暇を確実に取得してもらうにはどうしたらいい？
 - ・36協定届の書き方で分からない所がある
 - ・同一労働同一賃金について詳しく知りたい
 - ・法改正にあたって、就業規則の見直しの必要があるか、相談にのってほしい 等々

相談内容に関するお問合せとお申し込みは川北町商工会 (TEL: 076-277-2133) まで

税制上の措置等及び労働保険の年度更新期間等の延長の概要

項目	概 要	QRコード	関係省庁等(※)
国税関係	納税の猶予制度の特例		国税庁
	欠損金の繰戻しによる還付の特例		
	テレワーク等のための中小企業の設備投資税制		
	文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の摘要		
	住宅ローン控除の適用要件の弾力化		
	消費税の課税選択の変更に係る特例		
	特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税		
地方税関係	徴収の猶予制度の特例		総務省
	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置		
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長		
	自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長		
	住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応		
	耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化		
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用に係る対応		
社会保険料関係	厚生年金保険料等の納付猶予の特例		厚生労働省
	労働保険料等の納付猶予の特例		
	労働保険の年度更新期間の延長 (申告期限・納付期限を令和2年8月31日まで延長)		
その他	障害者雇用納付金の納付猶予の特例		(独)高障求機構
	障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長 (申告期限・納付期限を令和2年6月30日まで延長)		

(※) 詳細は、関係省庁等のHP (各省庁等にリンクを設定しております。) をご参照ください。